

地域経済活性化に関する提言書

～「雇用創出＝空き家対策＝6次産業化」～

平成 29 年 3 月
喜多方市議会産業建設常任委員会

目 次

1	はじめに	2
2	取組経過	3
3	現状と課題	4
	(1) 雇用創出	4
	(2) 空き家対策	6
	(3) 6次産業化	9
4	提言	11
	(1) 雇用創出	11
	(2) 空き家対策	12
	(3) 6次産業化	13
	(4) その他	15
5	おわりに	16

1 はじめに

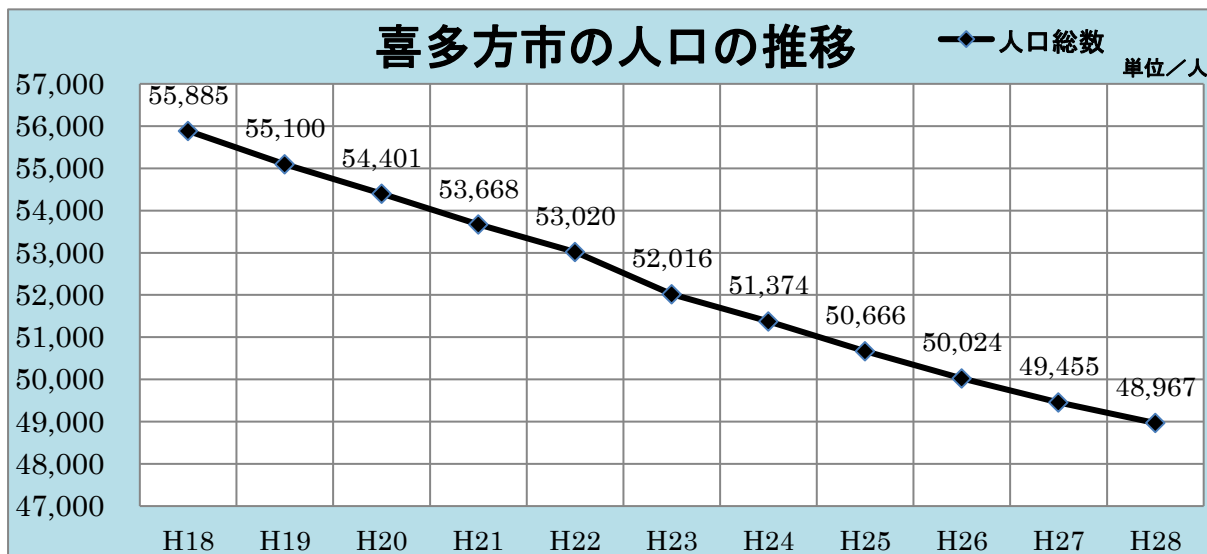
地方自治体においては、少子高齢化、人口減少及び過疎化が進行する中で、地方分権改革の進展により地方自治体の自己決定権が拡大する一方、行政の説明責任や住民サービスの多様化など、多くの課題に直面しており、市当局や議会の役割・あり方が重要となっております。

本議会においても本市の意思決定機能や執行機関を監視する役割を担うだけでなく、市当局が拾いきれない市民の意見や課題を拾い上げ、地域の活性化の推進や住民福祉の充実につなげる諸施策の提案を行うことが議会の大きな役割の一つと認識しております。

産業建設常任委員会においては、平成 27 年 1 月 1 日に施行した「喜多方市産業活性化推進条例」に基づき、本市が抱える諸課題に対し、さらなる地域経済の活性化の推進を図るため、「雇用創出」、「空き家対策」、「6次産業化の推進」という具体的な3つのテーマを掲げました。

これらのテーマは、地域経済の活性化・産業振興を推進する上で相互に関連性があり相乗効果が図られること、また、喫緊の課題であることから本委員会のテーマに設定し、行政視察、調査研究、現地調査や関係団体との意見交換等さまざまな取組を実施してまいりました。

これらの取組の結果を踏まえ、各委員の意見を集約し、産業建設常任委員会として本市の地域経済の活性化・産業振興に結び付ける提言書とするものです。



備考：喜多方市ホームページ参照 毎年の4月1日現在の人口
 なお、上記グラフ中のH28の人口は、平成27年国勢調査速報値を基に算出した現住人口であり、変更される場合があります。

	H18	H24	H25	H26	H27	H28
人口総数	55,885	51,374	50,666	50,024	49,455	48,967
世帯数	17,349	16,951	16,914	16,945	16,956	16,693
1世帯あたりの人数	3.2	3	3	3	2.9	2.9

2 取組経過

年月日	調査・取組内容等
平成27年 6月15日(月)	テーマの決定
7月29日(水) 7月31日(金)	行政視察／北海道内 視察先等／北海道農政事務所、有限会社西神楽夢民村、小樽市 ・北海道における6次産業化の取組について ・6次産業化の取組（農産物や加工品、日本酒等の総合販売プロジェクト）について ・歴史的建造物を活かした観光振興及び「おたる案内人制度」について
11月4日(水)	意見交換会／庁内 意見交換先／会津喜多方商工会議所 ・喜多方市の商工業活性化及び地域振興について
平成28年 2月9日(水)	行政調査／市内 視察先等／自然食品ばんだい、蒲生農園、あきら農場 ・自然食品ばんだいの取組について ・蒲生農園の取組について ・あきら農場の取組について
3月29日(火)	行政調査／市内 視察先等／アルミのまち喜多方産業活性化協議会、JUKI会津株式会社、昭和電工株式会社喜多方営業所、喜多方軽金属株式会社 ・アルミのまち喜多方産業活性化協議会の取組について ・上記協議会構成企業の現地視察
6月21日(火)	意見交換会／庁内 意見交換先／喜多方市建設業組合 ・喜多方市における建設業界の現状について
7月11日(月)	行政調査／市内 視察先等／庁内及び市内 ・空き家対策の取組について ・空き家の現地視察
8月8日(月) 10日(水)	行政視察／岡山県内 視察先等／津山市、真庭市、岡山市 ・つやま産業支援センターの産業振興策について ・産業振興に係る6次化の取組について ・空き家情報バンクの取組について ・森林資源を活用した取組について ・空家等の適正管理・再生・活用の取組について
11月21日(月)	意見交換会／庁内 意見交換先／喜多方市管工事協同組合 ・喜多方市における水道業界の現状について
12月19日(月)	意見交換会／庁内 意見交換先／会津喜多方商工会議所及びきたかた商工会 ・喜多方市の商工業活性化及び地域振興について
平成29年 1月17日(火)	意見交換会／庁内 意見交換先／会津よつば農業協同組合 ・喜多方市の基幹産業である農業の現状及び今後について
1月23日(月) 24日(火)	行政視察／群馬県、県内 視察先等／みどり市、群馬県商工会連合会、白河市 ・森林資源の地域特性を生かした地域づくりの取組について ・わたらせ森林組合地域木材センターの取組について ・群馬県6次産業化サポートセンターの取組について ・空き家バンク事業について
1月26日(木) 3月8日(水)	提言書の取りまとめ ※随時協議会実施 産業建設常任委員会政策提言書提出

3 現状と課題

(1) 雇用創出

ア 有効求人倍率

福島労働局発表の平成28年12月の喜多方公共職業安定所管内の有効求人倍率は、1.05倍であり、平成26年9月以降連続で1倍を超えて推移し、求職者（就職を希望する数）より求人数（企業が求めている数）が多い状況となっています。

しかし、この有効求人倍率を職業別に見てみると、事務等が0.17倍と低くなっている一方、販売等が2.63倍、福祉・介護等が2.23倍、サービス業等が1.97倍と高くなっており、全体としての有効求人倍率は1倍を超えているものの職業間での偏りがあり、雇用のミスマッチが生じている状況となっています。（表1）

表1 喜多方公共職業安定所管内の有効求人倍率

H28	専門的・技術的職業	事務的職業	販売の職業	サービスの職業	運輸・機械の職業	生産工程の職業	土木・建設の職業	運搬・清掃等の職業	福祉・介護の職業
12月	1.67	0.17	2.63	1.97	1.27	0.60	1.50	0.57	2.23

（参考資料：ハローワーク喜多方）

イ アンケート調査

本市の所管課における平成28年10月に製造業を中心とした市内企業40社に対する聴き取りによるアンケート調査では、一部の企業において売上が減少傾向とのことであつたが、その他のほとんどの企業においては、ほぼ横ばい状態とのことでありました。

雇用については、設備投資や事業の拡大により雇用の創出が期待される一部の企業があるものの市内企業の全体としては、現状維持の状況とのことでありました。

また、この聴き取りの中で「今後の先行きの課題点・不安な点」との質問に対し、企業からは「従業員を確保することが難しい」という回答が最も多く、これに起因した経営悪化を懸念する声もありました。

これらの問題の原因は、新規高卒者の市外への就職（表2）、若手の技術者の不足が考えられます。一方で、近年、農地の集約化に伴う農家の法人化や企業の農業参入など農業分野においては若干の雇用創出の動きがあるようであります。

本委員会においても喜多方市建設業組合、喜多方市管工事協同組合、会津喜多方商工会議所及びきたかた商工会並びに会津よつば農業協同組合の方々と意見交換をさせていただきましたが、やはりその中でも新規高卒者や技術者の人材不足、農業の担い手不足により深刻な状況であるとのご意見があり、人材及び雇用の確保が喫緊の課題であると認識しております。

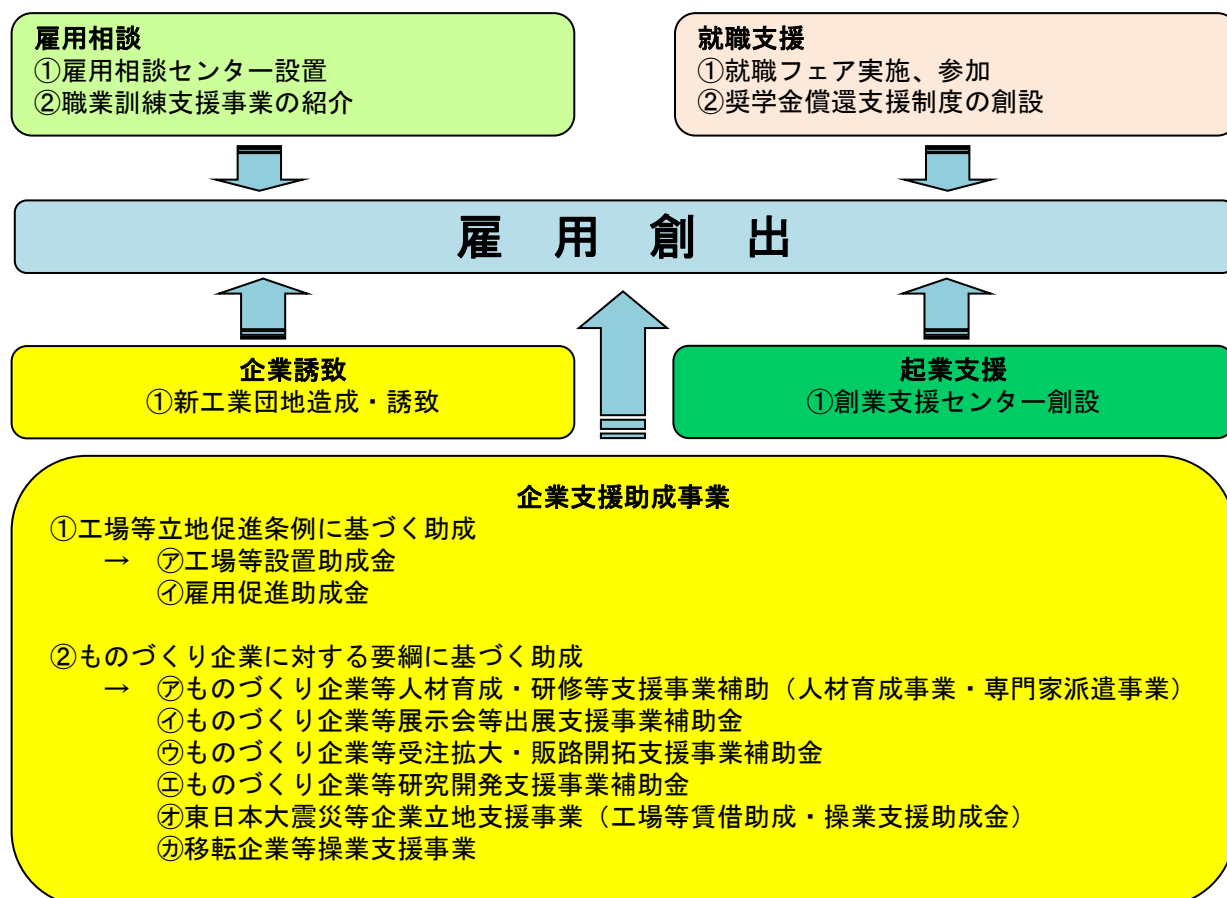
表2 新規高卒者就職希望・就職内定状況

年度	項目 就職希望者数 内定者数	内定者内訳				就職内定率	市内就職率
		県内	会津管内	喜多方市内	県外		
25年度	238名	13名	97名	64名	63名	99.58%	27.0%
	237名						
26年度	210名	15名	86名	62名	47名	100%	29.5%
	210名						
27年度	175名	4名	60名	42名	69名	100%	24.0%
	175名						

(資料提供：商工課)

ウ 雇用創出に関する本市の主な事業

市においては、市内既存企業への財政面での経営強化や雇用確保を支援・助成する企業支援助成事業をはじめ、平成30年に分譲の開始が予定され雇用創出が期待される新工業団地の整備及び企業の誘致、若年層の市外流出を抑制し、市内流入・定着の促進等を図る奨学金償還支援制度の創設、各関係団体と連携して起業の支援を行う喜多方市創業支援センターの設置などさまざまな事業・取組を行っております。



(2) 空き家対策

ア 空き家実態調査

近年、少子高齢化、核家族化、過疎化の進行による社会情勢の変化により、空き家の数は年々増加の傾向にあります。

適正な管理がされていない空き家は、地域の景観を阻害するだけでなく、防災、防犯、ゴミの投棄等の住環境を悪化させる問題を引き起こし、地域の活性化にさまざまな悪影響を及ぼします。

総務省で実施した平成 25 年の住宅土地統計調査によれば、全国の空き家の戸数は、約 820 万戸で、総住宅数に占める割合は約 13.5% となっており、今後も空き家が増加すると見込まれております。

このような情勢を背景に、国においては「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）を制定し、平成 27 年 5 月に全面施行されました。このことにより行政は、空き家所有者に対して助言・指導・勧告などを命ずることができるようになりました。

本市において平成 26 年度に実施した空き家実態調査（表 1）では、市内の空き家総数が 1,921 件、うち住宅の空き家は 1,372 件であり、損傷が激しい、または危険な空き家は全体の 34.6% でありました。

表 1 平成26年度実施の空き家実態調査

地区	調査対象建物件数	空き家等件数	空き家率 (%)
喜多方	24,462	1,013	4.1
熱塩加納	3,142	238	7.6
塩川	7,340	247	3.4
山都	3,577	311	8.7
高郷	2,347	112	4.8
合計	40,868	1,921	4.7

（資料提供：建築住宅課）

地区	危険度ランク							
	A		B		C		D	
	件数	率 (%)	件数	率 (%)	件数	率 (%)	件数	率 (%)
喜多方	326	32.2	354	34.9	232	22.9	101	10.0
熱塩加納	99	41.6	45	18.9	43	18.1	51	21.4
塩川	66	26.7	94	38.1	61	24.7	26	10.5
山都	70	22.5	134	43.1	77	24.8	30	9.6
高郷	31	27.7	38	33.9	28	25.0	15	13.4
合計	592	30.8	665	34.6	441	23.0	223	11.6

（資料提供：建築住宅課）

備考 危険度ランクは、外観目視により判断し、その状態を 4 段階（A・B・C・D）に区分

A：小規模の修繕により再利用が可能

B：管理が行き届いていないが、当面の危険性はない

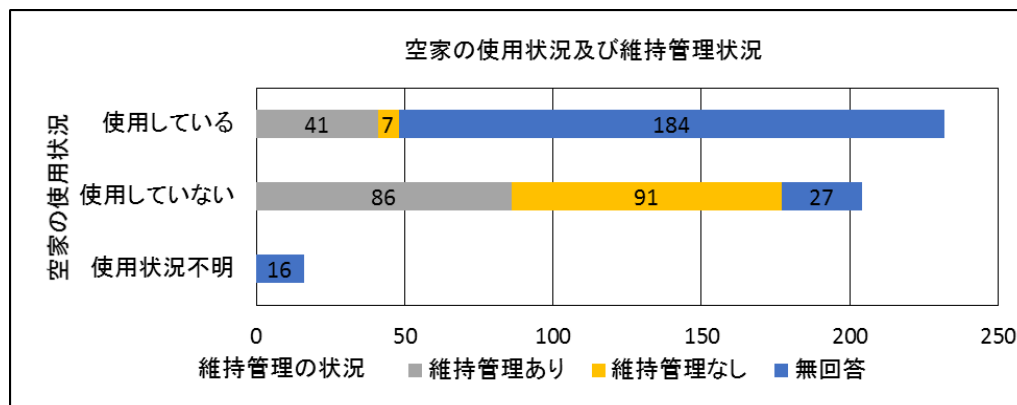
C：倒壊、飛散の危険性はないが、損傷が激しい

D：倒壊、飛散の危険があり、緊急度が極めて高い

イ 空き家アンケート調査

市では、先の空き家実態調査と併せて、空き家等の所有者の判明した方へ使用状況や維持管理状況等の把握を目的に、平成27年度にアンケート調査（以下アンケート設問の主なものを抽出）を実施しました。

・ 空き家の使用状況及び維持管理状況



（資料提供：建築住宅課）

空き家使用状況は、使用している232件、使用していない204件であり、うち使用していないと回答した方の約半数が維持管理をしていないとの回答結果から、適正な管理がされていないと考えられます。

・ 空き家となった理由

相続したが住む予定がないという理由が最も多く、次に別の住居に移転によるものでありました。この傾向から核家族化の進行や若い世代の都市部への転居などが主な理由と考えられます。

・ 空き家の維持管理を行っていない理由

遠方に居住のため維持管理ができないとの理由が最も多く、次に費用的な問題や高齢により維持管理が困難という順になっております。

・ 空き家の改修予定の有無

回答のほとんどが建替えや改修の予定がないとの結果であり、今後、老朽化の進行する空き家の増加が考えられます。

・ 空き家の利活用の希望

回答の内訳は、約5割の方が利活用したい・条件次第で空き家を利活用したい、約3割が利活用する考えがない、約2割がその他・不明との回答結果であった。「利活用したい」と回答した方々のほとんどは売却、賃貸などを望んでおり、また、「条件次第で空き家を利活用したい」と回答した方々は、期限限定で貸し出し、その後は自分で利活用したいとの希望でありました。

このアンケート調査の結果等から見えてきたことは、所有者の空き家を放置することに対する問題意識や危機意識の低いことや空き家を余剰財産と考えている所有

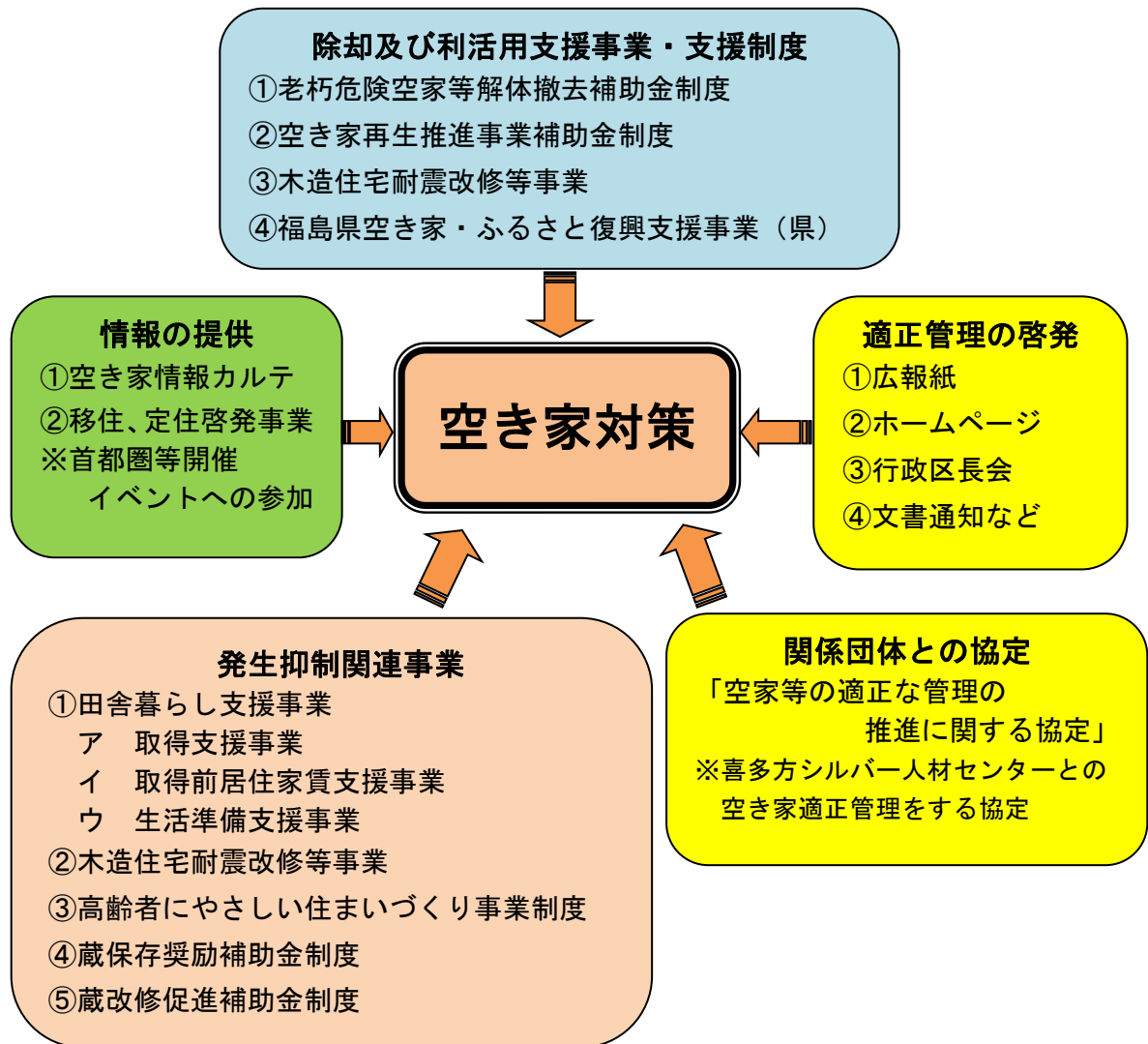
者が多いことなどにより、空き家が増加しており、その主な問題、課題点等は次のとおりであると考えます。

- ・遠方に居住しており管理意識が低いこと
- ・相続問題が解決されず、所有者が不明確であること
- ・相続登記未了による権利関係が不明確であること
- ・高齢となり維持管理が困難になっていること
- ・維持管理費用や改修解体費用の負担が多額であり管理・除却ができないこと
- ・賃貸、売買、修繕、解体方法等が分からないこと

ウ 空き家対策に関する本市の主な事業

空き家対策については、全国的にも喫緊の課題であり、特措法の整備により行政代執行などの強制力のある対応も可能となっておりますが、この法行使に至る前の前段施策として、空き家所有者の適正な管理責任や利活用への理解を深める抑制・支援策を講じることが空き家対策の最善策かつ解決策の理想形であると考えます。

本市においても利活用、除却、移住・定住促進、関係団体との協定等さまざまな諸支援策と組み合わせた形での空き家対策の取組を行っております。



(3) 6次産業化

ア 6次産業化の経過

平成23年3月1日に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」が施行されました。

この法律は、農山村地域の雇用・所得向上を目的とし、地域資源を活用した農林漁業者等が主体となる新事業の創出等に対して支援するもので、6次産業化の推進について規定されており、この法律の中で、総合化事業計画（以下「事業計画」という。）を作成・申請し、認定を受けることにより、各種法律の特例措置を受ける事ができることとされております。

国の公表資料では、この事業計画を申請し、認定された事業所数は、平成28年1月31日現在、全国で2,200件に達しており、東北では342件（表1）となっております。

また、喜多方市では現在6件の事業所が認定を受けております。

この6次産業化は、農林漁業者等の所得向上だけではなく、地域活性化にもつながることから、近年、地方自治体においても期待・関心が高まっております。

表1 東北各県の総合化事業計画の認定件数

県名	総数			
	農畜産物関係	林産物関係	水産物関係	
青森県	64 (2)	60 (1)	0	4 (1)
岩手県	51 (4)	45 (2)	4 (1)	2 (1)
宮城県	70 (1)	55 (1)	2	13
秋田県	54 (1)	49 (1)	2	3
山形県	64 (1)	60 (1)	4	0
福島県	39 (2)	39 (2)	0	0
合計	342 (11)	308 (8)	12 (1)	22 (2)

※ファンド出資案件については、括弧書きで内数を記載

(参考資料：東北農政局ホームページ)

イ 6次産業化に係る市の事業概要と課題

本市の6次産業化の推進の取組は、主に大きく3つ挙げられます。

一つ目は、アグリチャレンジ支援事業であり、この事業は、農業者等が地域農林産物を活用した地場産品創出にチャレンジする上で必要となる商品開発や販路開拓に向けた6次産業化の取組を支援するものであり、本市では平成19年度から現在までに30件の商品化の実績があり、この支援事業から商品化されブランド化されたものもあります。

二つ目は、きたかた6次産業化ネットワークの設置であり、国の6次産業化ネットワーク活動交付金を活用し、平成26年に農業者、食品産業、六次産業化法認定者、販売業、行政で構成する組織を設置し、6次産業化の取組の推進を図るため、定期的な意見交換等を行っております。

三つ目は、6次産業化サポーター事業であり、専門的な知識を有する方を6次産業化サポーターとして配置し、農林漁業者等の商品開発における技術指導、商品のPR方法、販路開拓の助言等の支援を行っております。

現行の6次産業化を推進する取組の中で、市内においても個々の成功事例等はあるものの地域全体の取組として成功し、多くの雇用を創出する事例などはまだ少ない状況であると思います。

このことから、今後も地域の特産品等を活かした魅力的な商品開発や専門家の指導による商品化するための技術習得、商品のPR方法、販路開拓等の支援体制の確立・促進が主な課題であると考えられます。

●喜多方市産業活性化推進条例（平成26年12月16日条例第34号）抜粋

（基本理念）

第3条 産業の活性化は、事業者の創意工夫による自主的な努力を基本とし、事業者、経済団体、金融機関及び大学等が連携し、市民の理解と協力の下、喜多方市総合計画その他の計画等と整合を保ちつつ系統的かつ継続的に推進されなければならない。

2 前項に規定するもののほか、産業の活性化は、次の各号に掲げる事項を基本として推進するものとする。

- (1) 地域の特性を生かした創業の支援及び伝統的な地場産業の振興を図ること。
- (2) 地域経済の循環及び活性化に資するための企業誘致を図ること。
- (3) 産業を担う人材の育成及び雇用の確保を図ること。
- (4) 地産地消の促進及び販路拡大を図ること。
- (5) 事業者、経済団体、地域における諸団体及び市相互間の連携並びに交流促進を図ること。
- (6) 商業については、商店街と大規模小売店舗との共存共栄による活性化を図るとともに、消費者の利便性を向上させるための環境整備を図ること。
- (7) 工業については、良好な操業環境の確保に努めるとともに、経営の安定化を図ること。
- (8) 観光については、歴史的又は文化的な資産その他の地域の観光資源を生かし、交流人口の拡大に努めるとともに、にぎわいの創出による地域経済の活性化を図ること。
- (9) 農林業については、農地及び山林の保全並びに有効活用、担い手の育成及び確保、経営の安定、農林産物の円滑な流通の促進等を図ること。

（市の役割）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 創業を支援するための施策
- (2) 企業を誘致するための施策
- (3) 雇用を促進するための施策
- (4) 地産地消を推進するための施策
- (5) 産業間の連携を促進するための施策
- (6) 商店街の活性化に関する施策
- (7) 地域の特性に応じた工業の活性化に関する施策
- (8) 観光を振興するための施策
- (9) 農地及び森林の活用並びに農林業の担い手の育成及び確保並びに経営の安定を図るための施策
- (10) 事業者の経営基盤の安定を図るための施策
- (11) 前各号に掲げるもののほか、産業を活性化するために必要な施策

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、経済団体、金融機関及び市民との連携を図るとともに、国、県、他の地方公共団体及び大学等との連携にも努めるものとする。

4 提言

(1) 雇用創出

雇用の創出は、定住促進、人口増加、地域経済の活性化など多方面にわたり波及効果が大いと考えます。このことから早急な対策・取組が必要であることから次の提言をいたします。

【緊急提言】

- ・ 地場産業の育成事業及び支援事業の強化
- ・ 若者定住に係る環境整備の強化

● 市内産業の調査・分析の実施

岡山県津山市においては、魅力ある雇用創出対策として「つやま産業支援センター」を創設し、地場産業であるステンレス産業をリーディング産業として選定し、産業の育成、成長力のある企業を増やすため、計画的・戦略的な支援を重点的・集中的に行っており、これにより産業や企業の成長が図られ、売上額のアップ、雇用の創出、地域経済の活性化などにつながっております。

このことから、市内にどのような産業が集積し、どのような地域の特性があり、また、どのような産業・業種に成長力・将来性が見込めるかなどの市内企業の調査・分析を実施すること。

● 地域内のクラスター形成の促進

地域内の同業種の企業の集合体（クラスター）を形成することにより、知名度の向上（ブランド化）や販路の拡大が図られるとともに、個々の企業では経費的に困難な展示会などの出店が可能となるほか、同業種による企業間セミナーなどの開催により技術力の集積が図られると考えることから、積極的なクラスター形成に向けた働きかけを行うこと。

● 異業種間交流の機会の創出

異業種の企業がそれぞれの価値を認識し、仲間づくりが活発化することにより、地域内の意識の醸成が図られると考えることから、地域のそれぞれの企業が持つ強みを組み合わせ、単独ではできなかった商品化の取組や新たなサービスを創造する仕組みづくりとして異業種間連携プラットフォーム（企業間の交流会）の実施に向けた協議・検討をすること。

● 外国人雇用の推進

製造業をはじめ多くの業種で労働力が減少・不足している状況の中、外国人雇用により若い労働力の確保や優秀な人材の採用ができるとともに、地域の産業振興にもつながると考えることから、外国人労働者の受け皿となる組織について商工会や関係団体などと協議・検討をすること。

● 新規高卒者に対する合同説明会等の実施

新規高卒者の市内への就職を促進するためには、まず、市内企業の魅力を知っていただく必要があることから、高校生を対象とした合同説明会の開催、市内企業見学バスツアーの実施を検討するとともに、インターンシップの実施・拡充に向けて市内企業と連携し、協議・検討をすること。

(2) 空き家対策

適切に管理されていない空き家の増加は、多くの社会問題を引き起こし、さらに地域活力を失わせます。これらについて早急な対策・取組が必要であることから次の提言をいたします。

【緊急提言】

- ・ 空き家バンクの創設
- ・ 空き家対策に係る内部組織体制の強化

● 空き家バンクの創設

現行の空き家カルテは、現在、数件の登録状況であり、登録件数を多くすることが、空き家の利活用の推進につながるものであると考えことから、後述の普及啓発及び関係団体との連携の推進を図りながら、新しい取組として空き家バンクの創設に向けた検討を行うこと。

● 内部組織体制の強化

岡山県真庭市においては、地域おこし協力隊の隊員が任期後、地域ビジネスとして交流定住センターを創設し、市から指定管理者の委託を受ける形で移住者の窓口相談や空き家の斡旋、空き家バンク登録等の業務を行っており、空き家の利活用及び移住者の定住促進における重要な役割を担っております。

特措法の施行により、所管課の事務量は純増しており、今後も人口減少、核家族化の進行に伴い空き家の増加することが見込まれ、それに比例して事務量も増加することが懸念されることや所有者の確認作業、相続関係の整理作業など専門性が特に必要される業務であることから兼務職員ではなく、専門職員の配置又は推進室の設置をすること。

● 空き家の適正管理への普及啓発

岡山県岡山市においては、市独自調査の結果、空き家率が 15.7%と全国平均の 13.5%よりも高い状況となっており、空き家抑制対策の一環として固定資産税の納税通知書送付時に空き家の適正管理及び空き家バンクへの登録等を促す旨の文書を同封している。また、特措法改正後、特措法上の任意規定・努力義務規定を条例により義務化した「岡山市空家等の適切な管理促進に関する条例」を施行し、空き家

所有者の自主的な適正管理等を促す取組を行っております。

ワンストップ対応を図る総合相談窓口の開設や空き家台帳の整備の推進を図り、空き家条例の制定に向けた検討をするとともに、空き家所有者の意識を高める取組が必要であると考えます。

このことから現行の広報紙、ホームページ、行政区長会での周知・啓発に加え、行政区等单位での相談会、セミナーなどを行い、特措法の趣旨、助成制度、空き家カルテ等の周知を図り、地域全体で空き家の利活用、除却、適正管理等の理解を深める取組を実施すること。

● **関係団体との連携の強化**

岡山県岡山市では、県・宅建業協会・近隣市町村が連携して「空き家バンク」制度の仕組みを構築しており、地域全体としての登録物件数も比較的多い状況となっております。

移住希望者がどの地域に移住するかはそれぞれの移住者の視点・考え方により異なりますが、広域圏で連携した同様の取組を実施することにより相乗効果が生まれると考えられます。

また、県内の白河市においては、宅建業協会及び金融機関と協定を締結し、空き家の利活用に向けた取組を行っております。

現在実施している本市の支援制度に加え、さらに空き家所有者が利用しやすいものとするため要件、補助率等の再検討を行うとともに、中古住宅を取り扱う不動産団体（宅建業協会など）や法的な側面からサポートする司法書士団体などと連携を図る仕組みづくりを推進すること。

(3) **6次産業化**

地域の特産物等であるコメや日本酒など海外への積極的なPR活動を行い輸出の販路拡大を図る取組を推進するとともに、地域の特性・価値にこだわった地域循環型・コミュニティ型の6次産業化の推進を図ることも重要であると考えます。

地域内ということでは経済規模自体は小さいが、地域循環・地産地消という視点からすれば関連産業への波及効果が期待され、利益を長期・安定的に地域内にとどめることができると思います。これらを推進するに当たり早急な取組・対策が必要であることから次の提言をいたします。

【緊急提言】

- ・ **6次産業化・地産地消推進協議会の設立**
- ・ **農業と観光を組み合わせた事業の推進**

● **6次産業化の推進に向けた仕組みづくりの強化**

6次産業化に対する農林漁業者等の意識の醸成を図るためのPR等の啓発活動を行うことはもちろん必要であるが、農林漁業者等が自ら新商品の開発を行い、販路

開拓することはなかなか難しい状況であると考えます。

このことから国が推進する6次産業化・地産地消推進協議会の設置を進めるとともに、ふくしま地域産業6次化サポートセンター（福島県中小企業団体中央会運営）が実施している専門家派遣事業の活用や現行の市内他団体と連携した6次産業化サポーター事業の充実・拡充など支援体制の強化を図る取組を実施すること。

（支援例）

- ・市場を介さない直販（首都圏など）の開拓ルートに関する支援
- ・直売所、道の駅での販売ルートに関する支援
- ・インターネットでの通販に関する支援
- ・規格外の野菜等の有効利用（加工食品としての利用）に関する支援
- ・土壌の分析及び最適な施肥管理の科学的な調査に関する支援
- ・農業法人化への移行の支援

● 農業観光の推進

現在、グリーンツーリズムサポートセンターが実施している農業体験、農泊、農業レストランなど、地元の食材を提供することにより地産地消及び地域農産物のPRが図られるとともに、ひいては農業者等の所得向上、その他観光面での収入の増加等が見込まれ、波及効果が大いに期待できることから、農業と観光を組み合わせた取組を推進する支援・整備を図ること。

● 異業種間交流の促進

6次産業化において多様性は必須であり、地域の学生（高校生・大学生）、農業法人、地元企業、異業種からの農業参入企業、商工会議所等での異業種間の交流を通じて、地域での仲間づくりが活発化し、さまざまな立場での意見交換が行われることにより異業種間の協働での取組や新商品の開発など地域意識の醸成が図られるとともに地域活性化つなぐと考えることから関係団体と連携した異業種間交流の場の創出を検討すること。

● 内部組織体制の強化

6次産業化は、生産（1次産業）、製造・加工（2次産業）、卸・小売・観光（3次産業）であり、市当局の複数課の業務に関連することから、6次産業化の推進する上での課題を所管課間で共有する場の機会を設けること。

(4) その他

本委員会では、所管する産業建設分野の各関係団体の皆様と地域経済の活性化や産業振興を議題とし、各業界の現状や課題について活発な意見交換を行い、相互の理解を深めるとともに、市に対するご意見、ご要望についてお伺いしてまいりました。

つきましては、各関係団体との意見交換をとおしてそれぞれの団体からご要望等のあった主なものは、以下のとおりとなっております。

なお、意見交換等の中で、ご意見がありましたものも併せて記載しております。

ア 商業【会津喜多方商工会議所・きたかた商工会】

- ・プレミアム付き商品券発行事業の継続実施
- ・「喜多方おはようマルシェ」事業助成金の支援の拡充
- ・労働力不足に伴う外国人雇用の仕組みづくりの推進
- ・地域資源を活用した地域循環型モデル事業等の推進

イ 工業【アルミのまち喜多方産業活性化協議会】

- ・技術者不足対策
- ・技術開発センター、品質保証センターの設置
- ・アルミ関連製造企業の連携支援の拡充

ウ 農業【会津よつば農業協同組合】

- ・高齢化に伴う後継者不足対策
- ・空き家、遊休地を活用した移住・定住策の推進
- ・農業担い手の育成及び支援並びに各事業に係る助成金の拡充
- ・行政と連携した農業関連の第三セクターの設置
- ・農業経営資金に係る利子補給事業の実施

エ 建設業【喜多方市建設業組合・喜多方市管工事協同組合】

- ・若年者の地元企業定着に向けた取組の推進
- ・公共工事の早期発注及び発注の平準化
- ・工事により発生する残土処理場の確保
- ・市内業者に係る入札制度の見直し

5 おわりに

東日本大震災と原発事故の発生は、県内の産業に甚大な被害をもたらし、本市においても未だに風評被害の影響が払拭されない状況の中、テーマに掲げた雇用創出、空き家対策、6次産業化の推進については、本市だけの問題ではなく他自治体においても喫緊の課題としてさまざまな諸政策が図られております。

先進地の事例や関係する業界団体の貴重なご意見等をもとに課題解決に向けての提言を示しましたが、これらの解決策としては、中長期的な対応を講じるとともに、諸政策をつなげる「農・商・工」が連携した仕組みづくりの構築が、最も重要なことであると再認識いたしました。

今回の活動を通じて、関係する多くの方々と忌憚のない意見交換を実施することができたことに対し、関係者の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、本委員会としてもこれを契機に、さらに多くの議論と積極的な議会活動を継続してまいりますので、当局においては、各団体等からの貴重なご意見・ご要望を真摯に受け止めていただくとともに、先の本委員会からの提言が、今後の市施策の一助となり、『地域経済の活性化』につながることを期待します。

喜多方市議会 産業建設常任委員会

委員長 小林 時夫

副委員長 遠藤 吉正

委員 矢吹 哲哉

委員 小島 雄一

委員 渡部 勇一

委員 田中 雅人

委員 佐藤 一栄

委員 佐原 正秀